

# 契約書別紙兼重要事項説明書

## 1. 事業者（法人）の概要

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 株式会社 ねこのて                            |
| 主たる事務所の所在地 | 〒007-0814<br>札幌市東区東苗穂 14 条 3 丁目 24-8 |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役 佐々木 斎子                         |
| 設立年月日      | 2023 年 7 月 12 日                      |
| 電話番号       | 090-4591-4890                        |

## 2. ご利用事業所の概要

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| ご利用事業所の名称  | ねこのて相談センター                           |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                               |
| 事業所の所在地    | 〒007-0814<br>札幌市東区東苗穂 14 条 3 丁目 24-8 |
| 電話番号       | 090-4591-4890                        |
| 指定年月日      | 2023 年 9 月 1 日                       |
| 管理者の氏名     | 佐々木 斎子                               |
| 通常の事業の実施地域 | 札幌市全域                                |

## 3. 事業の目的と運営の方針

|       |                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。                                                  |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

## 4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を

作成します。

- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

#### 5. 営業日時

|      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 営業日  | 月曜日から金曜日まで<br>ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月4日）を除きます。 |
| 営業時間 | 午前9時00分から午後5時00分まで                                           |

#### 6. 事業所の職員体制

| 従業者の職種  | 勤務の形態・人数         |
|---------|------------------|
| 管理者     | 常勤 1人（介護支援専門員兼務） |
| 介護支援専門員 | 常勤 1人（管理者兼務）     |
| 事務職員    | 常勤 0人            |

#### 7. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 担当職員の氏名   | 佐々木 斎子        |
| 連絡先（電話番号） | 090-4591-4890 |

#### 8. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、

あなたの自己負担はありません。

## 9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 090-4591-4890（担当者：佐々木 斎子）<br>面接場所 当事業所の相談室 |
|---------|-------------------------------------------------|

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

|        |                                   |                      |
|--------|-----------------------------------|----------------------|
| 苦情受付機関 | 札幌市介護保険課                          | 電話番号<br>011-211-2972 |
|        | 北海道国民健康保険団体<br>連合会<br>介護保険課企画・苦情係 | 電話番号<br>011-231-5175 |

## 11. 個人情報保護

- (1) 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や計画に位置づけた指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連携調整等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得るものとします。

## 12. 秘密保持

事業者の介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。

- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 1 3. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 1 4. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

#### 1 5. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 佐々木 斎子

- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止の為の指針の整備をしています。

- (4) 従業者にたいして、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 1 6. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、まん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- (2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施。

#### 1 7. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「7. 担当の介護支援専

門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

18. 本契約に定めない事項

- (1) 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- (2) 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

R6 年        月        日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者        所在地〒007-0814

札幌市東区東苗穂 14 条 3 丁目 24-8

事業者（法人）名    株式会社    ねこのて

ねこのて相談センター

代表者職・氏名    佐々木    斎子

説明者職・氏名    佐々木    斎子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者        住 所  
                  電話番号  
                  氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所  
電話番号  
本人との続柄  
氏 名

## 重要事項説明書別紙

### ケアプランの訪問介護等の利用状況

＊この用紙で説明する前6月の期間（ R5年 9月 ～ R6 年 2月 ）

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの計画数

- 訪問介護・・・・・・・・11 件
- 通所介護・・・・・・・・37 件
- 地域密着型通所介護・・・83 件
- 福祉用具貸与・・・・・・・・99 件

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者（所）によって提供されたものの割合

| サービス種別        | 1 位                 |      | 2 位                          |      | 3 位               |      |
|---------------|---------------------|------|------------------------------|------|-------------------|------|
|               | 事業所名                | 割合   | 事業所名                         | 割合   | 事業所名              | 割合   |
| 訪問介護          | 株式会社パレード            | 54%  | 特定非営利活動法人たすけあいワーカーズこころ       | 45%  | なし                | 0 %  |
| 通所介護          | 株 式 会 社<br>SOYOKAZE | 32%  | 株式会社ノアコンツェル                  | 16%  | 株式会社おいらく          | 16 % |
| 地域密着型<br>通所介護 | 株式会社ドクター<br>アイズ     | 70 % | 株式会社ライフ<br>ーツ                | 14 % | 有限会社ホットド<br>リーム   | 1 %  |
| 福祉用具貸与        | 株式会社フロンテ<br>ィア      | 42 % | エア・ウォーター・<br>ハローサポート株<br>式会社 | 12 % | DCM ホーマック<br>株式会社 | 12 % |

上記の説明を受け、内容に同意します。

署 名：\_\_\_\_\_